

福岡県公報

平成29年1月13日
第3858号

目次

告示(第20号-第23号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 公有水面埋立ての承認の出願 (港湾課) 1
- 県営住宅の名称及び位置 (県営住宅課) 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) 7

公告

- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) 7
- 福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の全部変更 (水産振興課) 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 8
- 意見募集の結果の公示 (文化振興課) 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
- 福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認 (県営住宅課) 9
- 大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出 (中小企業振興課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 10
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 10
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 10

- 公共測量の実施(県が測量計画機関となった場合) (県土整備総務課) 11
- 公共測量の実施(県が測量計画機関となった場合) (県土整備総務課) 11
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 11
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 11
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 11

再掲

- 家きん等の移動禁止 (畜産課) 12

告示

福岡県告示第20号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年1月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	443号	柳川市三橋町下百町40番4先から 柳川市三橋町蒲船津362番1先まで

福岡県告示第21号

公有水面埋立ての承認の出願があったので、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第42条第3項本文において準用する同法第3条第1項本文の規定に基づき、その事件の要領を次のように告示し、出願の内容を記載した書面及び関係図書を、平成29年1月13日から同年2月6日までの間、福岡県県土整備部港湾課、北九州県土整備事務所及び苅田港務所において公衆の縦覧に供する。

なお、本承認手続は北九州市長及び北九州港湾管理者の長と連名で行う。

平成29年1月13日

福岡県知事 小川 洋
苅田港湾管理者の長
福岡県知事 小川 洋

1 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

(1) 出願人

国土交通省九州地方整備局

福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号福岡第二合同庁舎

(2) 代表者

国土交通省九州地方整備局長 小平田 浩司

福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号福岡第二合同庁舎

2 埋立区域

(1) 位置

北九州市小倉南区空港北町7番から京都郡苅田町空港南町7番に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ昭和52年4月2日付け52港第50号の承認に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. +3.82mにより決定）、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ平成14年3月28日付け国九整港管第813号で竣功通知された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +3.82mにより決定）、⑥の地点と⑦の地点を結ぶ平成15年9月30日付け国九整港管第330号で竣功通知された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +3.18mにより決定）、⑦の地点と①の地点を結ぶ平成17年4月13日付け国九整港管第12号で竣功通知された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +3.18mにより決定）に囲まれた区域。

①の地点 京都郡苅田町大字苅田字松山の松山二等三角点（北緯33度48分21.941秒東経130度59分08.835秒）（以下「基準点」という。）から42度57分09秒、6786.57メートルの地点

②の地点 ①の地点から80度21分06秒、900.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から170度21分06秒、2775.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から260度21分06秒、898.56メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から350度19分04秒、855.17メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から350度16分36秒、295.07メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から350度19分06秒、938.90メートルの地点

(3) 面積

2,495,980.50平方メートル

（一般海域 2,495,980.50平方メートル）

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

北九州市小倉南区空港北町7番から京都郡苅田町空港南町7番に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の㉠の地点から㉡の地点までを順次に結んだ線及び㉠の地点と㉡の地点を結んだ線に囲まれた区域。

㉠の地点 基準点から37度25分22秒、7226.46メートルの地点

㉡の地点 ㉠の地点から350度21分06秒、500.06メートルの地点

㉢の地点 ㉡の地点から80度21分06秒、425.01メートルの地点

㉣の地点 ㉢の地点から350度22分53秒、2728.57メートルの地点

㉤の地点 ㉣の地点から320度22分54秒、31.61メートルの地点

㉥の地点 ㉤の地点から291度38分26秒、32.33メートルの地点

㉦の地点 ㉥の地点から261度38分21秒、310.79メートルの地点

㉧の地点 ㉦の地点から51度38分22秒、1285.68メートルの地点

㉨の地点 ㉧の地点から200度22分53秒、646.24メートルの地点

㉩の地点 ㉨の地点から170度22分53秒、2837.89メートルの地点

㉪の地点 ㉩の地点から80度21分06秒、625.19メートルの地点

㉫の地点 ㉪の地点から170度21分06秒、4575.00メートルの地点

㉬の地点 ㉫の地点から260度21分06秒、1398.27メートルの地点

㉭の地点 ㉬の地点から350度19分05秒、500.00メートルの地点

- ㉑の地点 ㉒の地点から350度19分04秒、855.17メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から350度19分19秒、295.07メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から260度22分34秒、0.23メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から350度19分06秒、938.90メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から350度21分06秒、685.87メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から350度21分06秒、290.18メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から2度49分27秒、368.84メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から322度16分20秒、169.66メートルの地点

(3) 上記(2)区域のうち苅田港港湾区域にかかる区域

次の㉙の地点から㉚の地点までを順次に結んだ線及び㉙の地点と㉚の地点を結んだ線に囲まれた区域。

- ㉙の地点 基準点から66度53分50秒、5545.06メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から81度40分58秒、1398.91メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から170度21分06秒、410.74メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から260度21分06秒、1398.27メートルの地点

(4) 上記(2)区域のうち北九州港港湾区域にかかる区域

次の㉝の地点から㉞の地点までを順次に結んだ線及び㉝の地点と㉞の地点を結んだ線に囲まれた区域。

- ㉝の地点 基準点から36度31分44秒、7333.78メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から350度21分06秒、343.79メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から80度21分06秒、370.54メートルの地点

次の㊱の地点から㊲の地点までを順次に結んだ線及び㊱の地点と㊲の地点を結んだ線に囲まれた区域。

- ㊱の地点 基準点から36度35分59秒、7913.50メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から350度22分53秒、2678.01メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から320度22分54秒、31.61メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から291度38分26秒、32.33メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から261度38分21秒、310.79メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から51度38分22秒、1285.68メートルの地点

- ㊷の地点 ㊸の地点から200度22分53秒、646.24メートルの地点
- ㊹の地点 ㊷の地点から170度22分53秒、2369.62メートルの地点

(5) 面積

7,924,427.90平方メートル

(苅田港港湾区域内 597,101.08平方メートル、北九州港港湾区域内 1,438,883.91平方メートル、一般海域 5,888,442.91平方メートル)

4 埋立地の用途

空港関連用地、道路用地及び緑地

5 出願年月日

平成28年11月16日

福岡県告示第22号

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第3条第2項の規定により次のように県営住宅の名称及び位置を定めたので、公示する。

県営住宅の名称及び位置（平成27年2月福岡県告示第142号）は、平成29年1月12日限り廃止する。

平成29年1月13日

福岡県知事 小川 洋

名 称	位 置
福岡県営田ノ浦住宅	北九州市門司区
福岡県営新開住宅	北九州市門司区
福岡県営大里住宅	北九州市門司区
福岡県営藤ノ木住宅	北九州市若松区
福岡県営二島住宅	北九州市若松区
福岡県営高須住宅	北九州市若松区
福岡県営久岐の浜住宅	北九州市若松区
福岡県営桜ヶ丘住宅	北九州市戸畑区
福岡県営椎ノ木谷住宅	北九州市戸畑区
福岡県営高峰住宅	北九州市戸畑区

福岡県営新池住宅	北九州市戸畑区
福岡県営高坊住宅	北九州市小倉北区
福岡県営足原住宅	北九州市小倉北区
福岡県営延命寺住宅	北九州市小倉北区
福岡県営吉田住宅	北九州市小倉南区
福岡県営日豊住宅	北九州市小倉南区
福岡県営枝光住宅	北九州市八幡東区
福岡県営春ノ町住宅	北九州市八幡東区
福岡県営南八千代住宅	北九州市八幡西区
福岡県営大原住宅	北九州市八幡西区
福岡県営水三番住宅	北九州市八幡西区
福岡県営本城住宅	北九州市八幡西区
福岡県営折尾東住宅	北九州市八幡西区
福岡県営浅川住宅	北九州市八幡西区
福岡県営本城西住宅	北九州市八幡西区
福岡県営御幸町住宅	福岡市東区
福岡県営浜男住宅	福岡市東区
福岡県営松崎住宅	福岡市東区
福岡県営浜松住宅	福岡市東区
福岡県営城浜住宅	福岡市東区
福岡県営西戸崎住宅	福岡市東区
福岡県営高松住宅	福岡市東区
福岡県営香椎浜住宅	福岡市東区
福岡県営高須磨住宅	福岡市東区
福岡県営東領住宅	福岡市博多区
福岡県営東領第二住宅	福岡市博多区
福岡県営上牟田住宅	福岡市博多区
福岡県営月隈住宅	福岡市博多区
福岡県営板付住宅	福岡市博多区

福岡県営千代住宅	福岡市博多区
福岡県営鳥飼住宅	福岡市中央区
福岡県営旭ヶ丘住宅	福岡市南区
福岡県営老司住宅	福岡市南区
福岡県営壱岐住宅	福岡市西区
福岡県営玄界小浜住宅	福岡市西区
福岡県営内野住宅	福岡市早良区
福岡県営天領住宅	大牟田市
福岡県営龍湖瀬住宅	大牟田市
福岡県営新町住宅	大牟田市
福岡県営平ノ下住宅	大牟田市
福岡県営久福木住宅	大牟田市
福岡県営辻の前住宅	大牟田市
福岡県営開田住宅	大牟田市
福岡県営高泉住宅	大牟田市
福岡県営黒崎住宅	大牟田市
福岡県営小浜住宅	大牟田市
福岡県営小浜第二住宅	大牟田市
福岡県営平野山住宅	大牟田市
福岡県営牟田山住宅	久留米市
福岡県営西町住宅	久留米市
福岡県営合川住宅	久留米市
福岡県営南町住宅	久留米市
福岡県営花園住宅	久留米市
福岡県営津福住宅	久留米市
福岡県営高良内住宅	久留米市
福岡県営与田住宅	久留米市
福岡県営梅林住宅	久留米市
福岡県営田主丸住宅	久留米市

福岡県営宮の陣住宅	久留米市
福岡県営津福今町住宅	久留米市
福岡県営東合川住宅	久留米市
福岡県営大善寺住宅	久留米市
福岡県営小森野住宅	久留米市
福岡県営城島住宅	久留米市
福岡県営林光寺住宅	直方市
福岡県営頓野住宅	直方市
福岡県営鯉田住宅	飯塚市
福岡県営清水谷住宅	飯塚市
福岡県営相田住宅	飯塚市
福岡県営天道住宅	飯塚市
福岡県営彼岸原住宅	飯塚市
福岡県営有安住宅	飯塚市
福岡県営有安第二住宅	飯塚市
福岡県営立住宅	飯塚市
福岡県営穎田中央住宅	飯塚市
福岡県営愛宕住宅	飯塚市
福岡県営明星寺住宅	飯塚市
福岡県営花瀬住宅	飯塚市
福岡県営伊田原住宅	田川市
福岡県営夏吉住宅	田川市
福岡県営小松原住宅	田川市
福岡県営大浦住宅	田川市
福岡県営田川中央住宅	田川市
福岡県営あさひ台住宅	田川市
福岡県営城山住宅	田川市
福岡県営佃住宅	柳川市
福岡県営蒲池住宅	柳川市

福岡県営矢留住宅	柳川市
福岡県営南馬場住宅	八女市
福岡県営宅間田住宅	八女市
福岡県営花宗橋住宅	八女市
福岡県営山崎住宅	八女市
福岡県営兼松住宅	八女市
福岡県営ゆいのもり住宅	八女市
福岡県営久富住宅	筑後市
福岡県営長浜住宅	筑後市
福岡県営赤坂住宅	筑後市
福岡県営高銭野住宅	筑後市
福岡県営大坪住宅	大川市
福岡県営小保住宅	大川市
福岡県営行事住宅	行橋市
福岡県営大橋住宅	行橋市
福岡県営中津熊住宅	行橋市
福岡県営金屋住宅	行橋市
福岡県営新地住宅	行橋市
福岡県営豊住宅	行橋市
福岡県営青豊住宅	豊前市
福岡県営宇島住宅	豊前市
福岡県営三毛門住宅	豊前市
福岡県営松ヶ岡住宅	中間市
福岡県営池田住宅	中間市
福岡県営中鶴住宅	中間市
福岡県営あさざり住宅	中間市
福岡県営大根土住宅	中間市
福岡県営開住宅	小郡市
福岡県営寺福童住宅	小郡市

福岡県営若山住宅	小郡市
福岡県営塔ノ原住宅	筑紫野市
福岡県営宝満荘住宅	筑紫野市
福岡県営二日市住宅	筑紫野市
福岡県営日の出町住宅	春日市
福岡県営竹ノ本住宅	春日市
福岡県営山田住宅	大野城市
福岡県営月の浦住宅	大野城市
福岡県営東郷住宅	宗像市
福岡県営鐘崎住宅	宗像市
福岡県営大島住宅	宗像市
福岡県営神湊住宅	宗像市
福岡県営深浜住宅	宗像市
福岡県営東浜山住宅	古賀市
福岡県営さや住宅	古賀市
福岡県営福岡住宅	福津市
福岡県営東福岡住宅	福津市
福岡県営一ノ瀬住宅	うきは市
福岡県営うきは住宅	うきは市
福岡県営蓮町住宅	うきは市
福岡県営長井鶴住宅	宮若市
福岡県営金丸住宅	宮若市
福岡県営宮田住宅	宮若市
福岡県営ゆうひが丘住宅	嘉麻市
福岡県営山野住宅	嘉麻市
福岡県営鴨生住宅	嘉麻市
福岡県営漆生住宅	嘉麻市
福岡県営牛隈住宅	嘉麻市
福岡県営碓井住宅	嘉麻市

福岡県営北斗台住宅	嘉麻市
福岡県営鴨生藤見台住宅	嘉麻市
福岡県営山野東住宅	嘉麻市
福岡県営又原住宅	朝倉市
福岡県営頓田住宅	朝倉市
福岡県営鳩胸住宅	朝倉市
福岡県営比良松住宅	朝倉市
福岡県営恵比須住宅	朝倉市
福岡県営下小川住宅	みやま市
福岡県営渡瀬住宅	みやま市
福岡県営前原住宅	糸島市
福岡県営有田住宅	糸島市
福岡県営飛嶽住宅	糟屋郡宇美町
福岡県営坂瀬住宅	糟屋郡志免町
福岡県営志免松ヶ丘住宅	糟屋郡志免町
福岡県営川子住宅	糟屋郡須恵町
福岡県営芦屋住宅	遠賀郡芦屋町
福岡県営大君住宅	遠賀郡芦屋町
福岡県営傾末住宅	遠賀郡水巻町
福岡県営古賀住宅	遠賀郡水巻町
福岡県営おかの台住宅	遠賀郡水巻町
福岡県営三吉住宅	遠賀郡岡垣町
福岡県営遠賀住宅	遠賀郡遠賀町
福岡県営勝野住宅	鞍手郡小竹町
福岡県営八尋住宅	鞍手郡鞍手町
福岡県営倉坂住宅	鞍手郡鞍手町
福岡県営土師住宅	嘉穂郡桂川町
福岡県営貴船住宅	嘉穂郡桂川町
福岡県営泉ヶ丘住宅	嘉穂郡桂川町

福岡県営下高場住宅	朝倉郡筑前町
福岡県営菊池住宅	三井郡大刀洗町
福岡県営大木住宅	三潞郡大木町
福岡県営須川住宅	田川郡香春町
福岡県営峰地住宅	田川郡添田町
福岡県営宮床住宅	田川郡糸田町
福岡県営丸山住宅	田川郡川崎町
福岡県営池尻住宅	田川郡川崎町
福岡県営西川崎住宅	田川郡川崎町
福岡県営西本町住宅	田川郡川崎町
福岡県営東洋住宅	田川郡川崎町
福岡県営田原住宅	田川郡川崎町
福岡県営五ヶ辻住宅	田川郡赤村
福岡県営赤池住宅	田川郡福智町
福岡県営板屋住宅	田川郡福智町
福岡県営金田住宅	田川郡福智町
福岡県営方城住宅	田川郡福智町
福岡県営尾倉住宅	京都郡苅田町
福岡県営幸町住宅	京都郡苅田町
福岡県営向山住宅	京都郡苅田町
福岡県営小長田住宅	京都郡みやこ町
福岡県営徳永住宅	京都郡みやこ町
福岡県営今里住宅	京都郡みやこ町
福岡県のぞみヶ丘住宅	京都郡みやこ町
福岡県営直江住宅	築上郡吉富町
福岡県営下唐原住宅	築上郡上毛町
福岡県営椎田住宅	築上郡築上町
福岡県営築城住宅	築上郡築上町
福岡県営中ノ原住宅	築上郡築上町

福岡県告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年11月福岡県告示第871号甘木都市計画下水道事業甘木公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年1月13日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成7年12月15日から平成31年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成27年11月6日福岡県告示第871号の事業地に次の事業地を加える。

朝倉市大字柿原	字西口、字原、字溝田、字酒屋畑、字堂ノ前の各字の一部
大字古賀	字ソラミ、字センカイ、字原、字古賀前、字ホコノ木の各字の一部
大字持丸	字白髭、字琵琶籠、字谷山、字六反田、字中小路、字野間、字杉谷、字今村、字山田の各字の一部
大字菩提寺	字梅町、字古寺、字芦塚、字山畑、字牧原、字後牟田の各字の一部
大字馬田	字上原、字中原、字下原、字野間田、字川尻の各字の一部
大字中原	字花畑の一部
大字堤	字中原、字カセグマ、字山門、字十三塚、字下原、字上原、字池ノ上の各字の一部
大字頓田	字後の一部

(2) 使用の部分

なし

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成29年1月13日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成28年12月19日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社新恵商店	糟屋郡粕屋町甲仲原3-5-19	新恵 誠	平成24年2月4日 福岡県知事許可（般-23） 第95771号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成29年1月2日から平成29年1月8日までの7日間

4 処分の原因となった事実

有限会社新恵商店は、公共工事において、特定建設業の許可を受けずに、建設業法

第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成28年12月21日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成28年1月8日福岡県公報第3757号公告）の全部を変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局水産振興課に備えて縦覧に供する。）

平成29年1月13日

福岡県知事 小 川 洋

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年1月13日

福岡県知事 小 川 洋

福岡都市計画地区計画の変更（平成28年12月22日福岡市告示第369号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年1月13日

福岡県知事 小 川 洋

福岡都市計画地区計画の決定（平成28年12月22日福岡市告示第368号）

公告

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則案について、平成28年11月24日から平成28年12月9日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成28年12月27日に公布しました。

平成29年1月13日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

福岡県人づくり・県民生活部文化振興課九州国立博物館室

電話：092-643-3383

メールアドレス：bunshin@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年1月13日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称
（一期）嘉麻市山野字堤田1733番1、1733番4及び1833番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東公園7-7

福岡県

福岡県知事 小川 洋

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年1月13日

福岡県知事 小川 洋

名称、位置及び利用料金等

名称	位置	駐車料等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営山野東住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円	平成28年11月15日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年1月13日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 福岡プラザ

(2) 所在地 糟屋郡久山町大字久原3256、3242 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

その他

ア) 地区計画の内容を遵守すること。

イ) 敷地の区画形式の変更を行う際には事前協議を行うこと。

ウ) 水路に雨水以外を放流しないこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九

州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年1月13日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン南行橋
(2) 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年1月13日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年12月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 あんくるふじや・あんくる夢市場甘木店
(2) 所在地 朝倉市大字甘木字白鳥283-4 外9筆

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
株式会社あんくるふじや エム・ティ・シー株式会社	午前9時00分～ 午後8時00分	午前7時00分～ 午後10時00分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～午後8時30分	午前6時30分～午後10時30分

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定によりみやこ町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年1月13日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
京都郡みやこ町北部	平成28年12月2日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により芦屋町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年1月13日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量、既設2級基準点点検観測）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡芦屋町 町内全域	平成28年12月7日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年1月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
3級基準点測量（1点）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	終了年月日
遠賀郡岡垣町	平成28年12月20日から 平成29年3月24日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年1月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（平成28年度地盤沈下観測調査一級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市（旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の区域）、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木町	平成28年12月19日から 平成29年3月24日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市交通事業管理者から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、

同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年1月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（2級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市中央区・早良区・西区・博多区・東区の一部	平成29年1月4日から 平成29年2月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年1月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
3級水準点測量36km
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市一円	平成28年12月26日から 平成29年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年1月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
3級基準点測量（2点）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区一円	平成28年12月19日から 平成29年3月13日まで

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第908号

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため、福岡県家畜伝染病予防法施行規則細則（昭和38年福岡県規則第15号）第4条第1項の規定に基づき、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）及びその死体並びに病原体をひろげるおそれがある物品を、次の区域（移動制限区域）で移動し、又は次の区域（搬出制限区域）から他の区域へ移動することを、当分の間禁止する。ただし、家畜防疫員が許可したものは、この限りではない。

平成28年12月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 移動制限区域
 - (1) 該当なし
- 2 搬出制限区域
 - (1) 大牟田市（青葉町、飯田町、大字櫛野、大字今山、臼井新町、臼井町、大浦町、大字勝立、神田町、大字教楽来、大字歴木、大字久福木、合成町、笹原町、大字四ヶ、下池町、新勝立町、大字新町、末広町、天道町、野添町、萩尾町、早鐘町、東萩尾町、馬渡町、大字三池、大字宮部、米生町、龍湖瀬町、四箇新町、大字岩本、大字上内（県道10号線より南側）、亀谷町、瓦町、稻荷町、平原町、馬込町、宮原町）
 - (2) みやま市（山川町北関、山川町真弓）